

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社大分銀行		コード	8392
提出日	2026/6/5	異動(予定)日	2026/6/23	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役1名の選任議案が付議されるため。 および独立役員の属性が一部変更のため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当 なし	
1	和田 久継	社外取締役	○															訂正・変更	有
2	河野 光雄	社外取締役	○																有
3	山本 章子	社外取締役	○																有
4	能美 知子	社外取締役	○															訂正・変更	有
5																			

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	和田久継氏個人および和田久継氏が相談役を務める三和酒類株式会社とは通常の銀行取引がありますが、三和酒類株式会社と当行グループとの取引に関しては当決算時点では当行からの出資および貸出金はありません。また、同社との取引による収益は、当行の直近事業年度における連結粗利益の1%未満であり、また同社の直近事業年度における売上高に占める当行との取引の割合も1%未満であり、それぞれがコントロールを受け得る状況ではなく、独立性に与える影響はありません。よって株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載は省略します。 和田久継氏個人との取引についても、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載は省略します。	当行が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」を充足していることに加えて、三和酒類株式会社の経営に長年携わるなど、企業経営に関する豊富な知識と高い見識を有しており、地元経済事情等を踏まえた的確な意見、助言等により、当行の中長期的な企業価値の向上、および経営から独立した立場からの取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化への貢献を期待し、社外取締役として選任しています。また東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	河野光雄氏個人および河野光雄氏が経営する河野公認会計事務所、代表社員を務める税理士法人アクティ、社外監査役を務める株式会社ジョイフルとは通常の銀行取引がありますが、いずれも取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載は省略します。	当行が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」を充足していることに加えて、公認会計士としての専門的知識と財務および会計に関する豊富な実務経験と、幅広い見識、知見を有しており、当行の中長期的な企業価値の向上、および経営から独立した立場からの取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役として選任しています。また東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	山本章子氏個人および山本章子氏が理事を務める学校法人道徳学園とは通常の銀行取引がありますが、いずれも取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載は省略します。	当行が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」を充足していることに加えて、長年にわたる地方行政に携わった経験や実績による幅広い見識、知見を有しており、当行の中長期的な企業価値の向上、および経営から独立した立場からの取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しています。また東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	当行は能美知子氏に内部通報窓口としての業務を委託しており、同氏は当行から役員報酬以外の報酬を得ていますが、当該報酬額は当行の独立社外取締役の独立性判断基準に定める報酬額を大きく下回る水準であり、独立性に与える影響はありません。よって株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載は省略します。 また能美知子氏個人および能美知子氏が所属する田中保之法律事務所とは通常の銀行取引がありますが、いずれも取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載は省略します。	当行が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」を充足していることに加えて、弁護士として培われた豊富な経験、高い見識および法令に関する専門的知識を有しており、当行の中長期的な企業価値の向上、および経営から独立した立場からの取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しています。また東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

## 4. 補足説明

能美知子氏の戸籍上の氏名は「田中知子」ですが、職務上使用している氏名で表記しております。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。